

# 「いわき市におけるメディア社会で生きる力の育成について」提言

「いわき市青少年問題協議会」では、次代を担う青少年の健全育成に「メディア社会で生きる力の育成」が必要と考え、メディアを正しく使える環境を整えるために、市民が取り組むべきこととして、次のことを提言します。

## メディアに対する心構え

メディア社会と正しく向き合うわたしたちいわき市民は、

- 1 メディアを正しく理解するよう努めます。
- 1 メディアを賢く使います。
- 1 メディアのルールやマナーを守ります。
- 1 メディアのトラブルから自分を守ります。
- 1 メディアを介さないコミュニケーションも大切にします。

平成 29 年3月

いわき市青少年問題協議会

## いわきの子どもがメディアを正しく使える環境を整えましょう

<注釈>本提言における「メディア」とは、主に、パソコン、スマートフォン・携帯電話、携帯ゲーム機など、インターネットにつながる機器・媒体全般を意味しています。

困った時は、家族や専門機関などに相談しましょう。きっと助けてくれる人がいます。

総合教育センター 0246-22-3705

消費生活センター 0246-22-7021

いわき中央警察署 0246-26-2121

いわき東警察署 0246-54-1111

いわき南警察署 0246-63-2141

ヤングテレホンコーナー(福島県警察本部県民サービス課内)024-526-1189

いじめ 110 番相談コーナー(福島県警察本部県民サービス課内)0120-795-110

違法・有害情報相談センター(業務委託元:総務省) <http://www.ihaho.jp/>